

長崎県立大学高大連携推進室規程

〔 令和 8 年 3 月 4 日 〕
規 程 第 5 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、長崎県公立大学法人組織規則（平成20年規程第3号）第 1 7 条第 2 項の規定に基づき、長崎県立大学高大連携推進室（以下「推進室」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第 2 条 本学における高大連携の推進を目的として設置する。

（業務）

第 3 条 推進室は、次に掲げる業務を行う。

- （1）高大連携に関する企画立案に関すること
- （2）長崎県教育委員会等との連携に関すること
- （3）その他高大連携の推進に関し学長が必要と認める事項

（組織）

第 4 条 推進室は、室長及び学長が指名する教職員をもって構成する。

2 職員は、事務局各課との兼務を妨げない。

（室長）

第 5 条 室長は、学長補佐(高大連携担当)をもって充てる。

2 室長は、学長の命を受け、推進室の業務を総括する。

（補則）

第 6 条 この規程に定めるもののほか、推進室の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。